

2026 年度高校生環境学習推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

2026 年度高校生環境学習推進事業業務委託

2 事業の目的

環境問題は日々の生活と密接に関わっており、その解決のためには、全ての県民が環境について関心を持ち、環境問題と自らとの関わりについて考え、環境配慮行動へとつなげていくことが求められている。このため、「愛知県環境学習等行動計画 2030」に基づき、持続可能な社会を支える「行動する人づくり」を目的として、各世代に応じた環境学習を推進している。

その一環として、高校生の環境問題に対する関心を高め環境意識を向上させるとともに、主体性、協調性や思考力、課題発見能力、課題解決能力、行動力等を育むことを目的として、高校生による調査・研究を実施する。また、作成された教材等をその地域の若い世代を始め広く活用することで、県民の環境意識を向上させ、「行動する人づくり」を推進する。

3 事業の概要

高校生が、専門家等（大学・NPO等）と連携して地域の環境に関する調査・研究を行い、その結果を取りまとめて教材を作成・活用し、高校生の成果を県内に広く発信する「あいちの未来クリエイト部」を実施する。

<あいちの未来クリエイト部>

活動時期：2026 年 6 月～2027 年 3 月

対 象：県内の同一の高等学校に在学する高校生のグループ 3 グループ
(1 グループ 5～10 名程度を想定)

4 事業のスケジュール（予定）

事業のスケジュールは以下のとおり。なお、事業内容をより効果的なものにするため、日程等の変更は可能とする。

日程	実施内容
4 月	参加グループの募集（※）
5 月	参加グループの決定（※）、事業実施計画作成、アドバイザーの設置・調整
5～6 月	専門家等（大学・NPO等）の選定・調整
6 月	キックオフミーティングの開催
6～10 月	調査・研究の実施
10～11 月	調査研究発表会の開催
11～3 月	成果の発信（教材・啓発資料の作成、実演、配布）
2～3 月	活動報告会の開催

※委託業務の範囲外

5 委託業務の内容

本事業は以下（１）～（１２）の業務に係る必要な企画調整、運営、謝礼や交通費の支払い及びこれらに付随する一切の業務とする。なお、業務全体の遂行に当たっては、次の事項に特に留意すること。

- ・委託者等関係者と連携して、円滑に業務を実施すること。
- ・参加した高校生の能力育成を図るため、参加グループが提案したテーマや高校生の発案等を尊重し、活動全体を主体的な学び、高校生同士や関係者との対話的な学びの場とすること。
- ・参加グループが地域の環境課題の解決に継続的に携わるきっかけにするため、地域との関連性を重視すること。

（１）事業実施計画作成

企画提案に基づき、委託者と打合せ・調整の上、次の事項に係る事業実施計画を作成する。なお、計画に大きな変更が生じた場合は、その都度計画を修正し、委託者の承認を得る。

- ・業務スケジュール
- ・アドバイザーの設置・調整
- ・参加グループと連携する専門家等の選定・調整
- ・活動等の概要（キックオフミーティング、調査・研究、調査研究発表会、成果の発信、活動報告会等）
- ・事務局の運営
- ・実施体制及びスタッフ配置
- ・その他本事業に必要な事項

（２）アドバイザーの設置・調整

アドバイザー（環境教育に関して知見のある者）を設置し、事業全体の運営の仕方等について随時助言を受け、その助言を事業に反映させる。また、必要に応じて本事業のイベント等への参加を依頼する。なお、アドバイザーには謝礼や交通費を支払うこと。

（３）専門家等（大学・NPO等）の選定・調整

参加グループと連携する専門家等の協力交渉・手配・調整を行う。なお、専門家等には謝礼や交通費を支払うこと。

（４）キックオフミーティングの開催

高校生が主体的に活動を進めていくため、オリエンテーション、調査・研究や成果の発信に関する講義、グループごとの具体的な活動内容の検討を実施する。

実施時期：2026年6月頃（1日）

(5) 調査・研究の実施

参加グループが専門家等と連携し、地域の環境に関する調査・研究を実施するため、助言、連絡調整、現場への立ち合い及び進捗管理等、必要な支援を行う。また、調査・研究の成果やそれを踏まえて伝えたいことを検討し、取りまとめる支援を行う。

実施場所：各グループの活動場所、専門家等の活動場所、県内のフィールド 等

(6) 調査研究発表会の開催

県が主催するステージイベント（併催行事）等において、調査・研究の成果等を発表する調査研究発表会を開催する。

実施時期：2026年11月頃（1日）

(7) 成果の発信

ア 教材づくり・実演・配布

- 参加グループが調査・研究の成果等を踏まえた環境に関する教材を作成し、その活用の促進を図るため、助言、連絡調整及び進捗管理等の必要な支援を行う。なお、著作権、肖像権等を侵害しないよう十分に留意すること。

対象：高校生以下の若い世代

形態：県 Web ページからの閲覧や印刷・組み立て等により利用できるもの

内容：環境に関する一定の気づき・学びが得られるもの

- 作成した教材を地域（AELネット加盟施設や地域の学習施設、小学校、児童館等）で実演するため、企画、協力交渉及び連絡調整等の必要な支援を行う。
- 参加グループ及び委託者と調整の上、配布計画（具体的な配布先及び数量等）を作成し、使用しやすい形状とした教材を送付する。

イ 啓発資料の作成・配布

- 調査・研究の成果等を踏まえた環境に関する啓発資料を、参加グループごとに作成する。なお、著作権、肖像権等を侵害しないよう十分に留意すること。

対象：一般

形態：印刷物及びそのデータ

内容：環境に関する一定の気づき・学びが得られるもの。内容の一部は、参加グループが原稿を作成すること。

部数：印刷物 3グループ 各2,000部以上、データ DVD-R 1部

- 参加グループ及び委託者と調整の上、配布計画（具体的な配布先及び部数等）を作成し、啓発資料を送付する。

(8) 活動報告会の開催

成果の発信に関する報告や参加グループ同士の意見交換等を通して、それまでの活動を振り返り、本事業終了後の活動につなげる活動報告会を開催する。

- 実施時期：2027年2～3月（1日）

(9) 事務局の運営

- ・参加グループの各活動の議事録を作成し、実施後2週間以内に提出すること。
- ・アドバイザーや専門家等に、各参加グループの活動内容及び進捗状況を随時報告する等、連携を密に行うこと。
- ・キックオフミーティング、調査研究発表会、活動報告会を行う上で、必要な運営マニュアル等の資料を作成すること。また、実施後、速やかに結果報告書を作成し提出すること。
- ・キックオフミーティング、調査研究発表会、活動報告会を欠席したグループがある場合は、代替プログラムを実施すること。
- ・本事業のいずれかのイベントで1回以上、過去の参加グループが参加するよう調整すること。
- ・活動中に怪我や事故、その他の問題が生じた場合は速やかに報告すること。
- ・Web ページ、SNS、印刷物等による広報や情報発信に資する素材等を、委託者に提供すること。
- ・委託者に提供する素材等は、広報や情報発信での使用に関して、関係者から必要な同意を得ること。
- ・環境配慮事項を遵守すること。

(10) 打合せ

委託期間内に適宜打合せを4回以上行うこと。また、実施後、速やかに議事録を作成し、提出すること。

(11) その他

以下の業務を行うこと。

- ・参加グループの調査・研究や教材作成のために必要な活動費及び交通費等の経費の支払い（活動費の上限額は1グループ18万円とし、支払方法や基準等は委託者の指示に従うものとする）
- ・参加者の保険加入に係る一切の手續及び保険料の支払い（保険の種類等は委託者と調整の上決定する）
- ・本事業のイベントの講師に対する調整や謝礼・旅費等の支払い
- ・本事業のイベントへの参加を依頼した者に対する調整や旅費等の支払い
- ・緊急事態発生時の対応策及び連絡網の作成
- ・参加グループの顧問及び生徒に対するアンケートの実施及び集計

(12) 事業記録作成業務

本事業終了後、事業の実施状況や運営状況等について、記録写真、メディア等の報道状況、収録動画のデータを含む業務報告書を作成し、納期までに県に提出する。

ア 提出方法

- ・紙媒体2部

- ・電子媒体（Word 又は PowerPoint 形式）DVD-R 1 部
- イ 納期
2027 年 3 月 30 日（火）

6 注意事項

- (1) 本業務は、企画競争型随意契約のため、提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 受託者は、アドバイザー、専門家等、参加グループ、本事業のイベントの講師及び参加を依頼した者に係る経費を負担すること。
- (3) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を 1 名選任し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、委託者と定期的に連絡調整を行うこと。
- (4) 本業務の実施に当たっては、各法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び本業務の実施に当たり生じた疑義については、委託者、受託者協議の上、処理すること。